

Vol.41

2013.1
January

京都

ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Contents

- 2 新年のご挨拶
- 3 平成24年度 社団法人 京都府介護支援専門員会 臨時総会報告
- 4 第1回 京都府介護支援専門員研究大会 ～ケアマネジャーの存在意義を考える～
- 5 第3回 社団法人 京都府介護支援専門員会 中丹ブロック実践報告会
- 6 活動報告 基礎研修ワーキンググループ
- 7 豆知識 ご存知でしょうか？
- 8 封入物のご案内・編集後記



新年のご挨拶

会長 上原 春男

民主党政権下においても国民の閉塞感は解消されないまま、突然衆議院の解散が行なわれ、選挙戦に突入となりました。多くの小政党が乱立し、それぞれが、それぞれの主義主張を述べていますが、野田政権時代に社会保障と税の一体改革が民主・自民・公明三党の合意がなされたせいも、あまり社会保障の議論はされず、選挙戦は原発存続か反対かの論戦が多く、またマスコミからもこれに偏った報道がなされています。

社会福祉に関しては、どの候補者からも選挙戦中は宣伝文句として耳障りのいい主張を聴きますが、いざ政策実行となると、経済的理由から最初に削減されるのが福祉対策費であることはこれまでも幾度と無く繰り返されてきた事実があります。今回の選挙においても、どの候補者も福祉向上の主張はしていますが、具体策は示されていません。このケアマネ・ポートが発行されているときには、新しい政権が誕生していますが、どの政党が政権をとろうとも、われわれは福祉や介護に携わる専門職として、より良い福祉介護施策が行なわれるよう日本介護支援専門員協会を通じ主張していかなければならないと思います。

このような状況のなか、京都府介護支援専門員会は、公益団体として活動することが前回の臨時総会で採択され、現在公益社団法人への移行にむけ努力しているところであります。しかしながら、介護保険制度が発足し12年が経ち、介護支援専門員を取り巻く環境も大きく変化してきていると同時に、京都府介護支援専門員会もまた大きな曲がり角にきており、そのあり方等を含め様々な問題に直面していますが、これらの問題に対し、会員の皆様方の当会に関する考え方、当会に望まれることなど、種々ご意見を伺って対応していかなければならないと考えております。

まずは、会員の皆様方にとって、専門職能団体としての当会の存在意義、また公益法人であることの必要性を今一度、会員の皆様方にご確認いただき、各問題に対する委員会等を設置し、会員の皆様と解決を図っていく必要があります。

職能団体としての存在意義・必要性は、会員の専門性の維持・向上や、専門職としての待遇や利益を保持・改善し、同時に会員が必要とする情報の提供、会員同士の交流による親睦や情報交換などを提供する役目を果たすことであり、さらには、公的な存在として弱い立場（要介護者等）の代弁者としての存在意義も有します。

京都府介護支援専門員会が人格ある公益法人であることは、会員一人一人が同時に社会的に必要性のある職種の一員として認められることを意味します。行政をはじめ、他団体の主催する各種委員会等に参加し、あるいは参加を求められ、専門職としての立場からの提言等を行なうことができ、また、介護支援専門員としての待遇や利益の保持・改善の交渉に当たることができますが、その対価として、介護支援専門員という職種を通して、府・市民に対するサービス事業の提供が必要となります。

以上、十分ご認識いただいているとは思いますが、京都府介護支援専門員会の存在意義ならびに公益団体である必要性を述べました。皆様の当会の今後のあり方等の考えの一助にいただければと思います。

今後、当会がより一層発展するよう、皆様のご協力をお願いするとともに、本年が会員の皆様方にとってより良い、より発展的な年となりますことを祈念しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

平成24年度 社団法人 京都府介護支援専門員会 臨時総会報告

平成24年度 社団法人 京都府介護支援専門員会臨時総会が、下記の通り開催されました。

日 時：平成24年12月1日(土) 14：00～14：45
場 所：京都テルサ東館3階D会議室
議 案：社団法人京都府介護支援専門員会定款変更
(案) について

当会は来年度を目標に、公益社団法人への移行を予定しております。移行申請のために、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益認定法）の基準に合わせた定款が必要となります。京都府の指導を受け、主に会員、理事等の内容に、公益法人であることの制約による変更がなされました。

提案された本議案は出席28名、委任状9名、計37名の代議員の満場一致の承認により可決されましたのでご報告申し上げます。ご出席いただきました代議員の皆様、ありがとうございました。

なお、定款の変更を受け、会費規程、入会及び退会規程の細則を変更し、理事会で承認されましたことも併せてご報告いたします。

今後の日程として以下を予定しております。

平成24年12月3日 公益移行申請済み（窓口：京都府健康福祉部高齢者支援課）

平成25年3月16日 定時総会

平成25年4月1日 公益社団法人化

来年度、京都府介護支援専門員会は新たに公益社団法人としてスタートいたします。



第1回 京都府介護支援専門員研究大会

～ケアマネジャーの存在意義を考える～

第1回京都府介護支援専門員研究大会が下記の通りに開催されました。ケアマネジャーの存在意義は何か？役割や求められていることは何か？今後どのようになっていくべきか等の課題を研究発表と基調講演にて研鑽することができる研究大会になりました。

日 時：平成24年12月8日(土) 10:30～16:30
場 所：メルパルク京都
参加者：70名

■ 研究発表

1. 認知症の人と家族支援を通じて改めて思う事 ～人と人のつながりの大切さ～

社会福祉法人 みつみ福祉会

三愛荘居宅介護支援事業所 松井 悠介氏

認知症状がある方の事例を通じて「ケアマネジャーの存在意義」は単独では見出せないことやケアマネジャーが各事業所との連携を密にして調整し情報を共有・認識し合えることが重要であり、ケアマネジャーの「存在意義」を考えた発表。

2. 人生の終末期を支える

～看取りの時を支えるケアマネジャーの役割～

渡辺西賀茂診療所居宅介護支援事業所

小長谷 純子氏

終末期の事例8例を通じて「その人らしい死」を迎えるためにケアマネジャーがすべきことは、時間の限られた終末期ケアを行うために医療と介護を結び付けるケアマネジメントが不可欠であることを検討した発表。

3. 主任介護支援専門員の意義と役割

～包括主任ケアマネジャーの立場から～

京都市陶化地域包括支援センター 岩崎由香里氏

独居の要介護4の方を支援する居宅介護支援事業所のケアマネジャーを後方支援するにあたり包括主任ケアマネジャーとしてどのようなかわりを持つべきかを検証して主任ケアマネジャーの存在意義と役割を評

価した発表。

4. 身寄りのない認知症高齢者の意思決定を支える ～発見から後見制度に繋いだ包括支援センターの役割について～

京都市鳳徳地域包括支援センター 草部 京子氏

認知症状の進行があり金銭管理が困難になった身寄りのない方のかかわりを通じて地域包括支援センターの役割やあり方を検証した発表。



■ シンポジウム

コーディネーター：井上 基氏

コメンテーター：福富 昌城氏

シンポジスト：松井 悠介氏 小長谷純子氏
岩崎由香里氏 草部 京子氏

各発表の事例に基づき、苦勞した事や問題点を検討し、シンポジストとコメンテーターとの意見交換が行なわれました。ケアマネジャーの存在意義を考えるにあたりキーワードでもある「連携」について熱い議論がされました。「「チームケア」を調整し利用者のために動く時、チーム全員が対等である」との意見がとても印象的でした。

■ 基調講演

「ケアマネジャーの存在意義を考える」

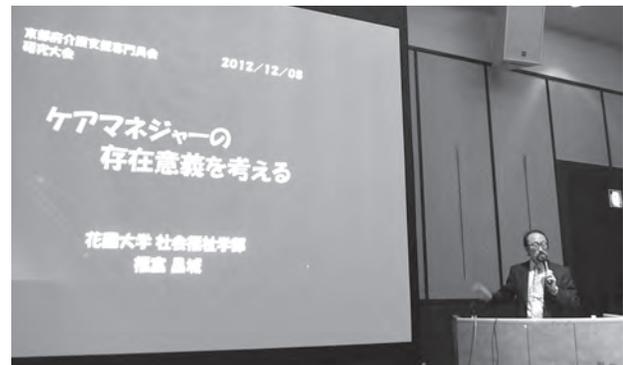
花園大学 社会福祉学部教授 福富 昌城氏

ケアマネジャーの存在意義を考える上でのポイントとして

- ① 制度に振り回されない
- ② ケアマネジャーのあるべき姿を考える
- ③ 専門性の確立
- ④ ケアマネジメントの成果の発信

等が考えられる。ケアマネジャーの役割は他の誰でも代わりは出来ないので存在意義は大きく、そのため常に質の向上が求められる。

厚生労働省が行なっている「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会」もさることながら、資質の向上については現場レベルでの検討や各個人のケアマネジャーでも検討をしていかなければいけない事であり、存在意義を確固たるものにしていく事や常に資質の向上に取り組んでいく事が必要と確認できました。私たち現場のケアマネジャーの最重要



目的である利用者の方々への自立支援・尊厳保持のための「良い支援」を行なうためにもケアマネジャーの存在意義を具体化していく必要があります。発表された事例がケアマネジャーからケアマネジャーへと情報交換され実践に繋がっていくことこそが、ケアマネジャーの存在意義であると再確認できた研究大会でした。

第3回 社団法人 京都府介護支援専門員会 中丹ブロック実践報告会

平成24年11月17日土曜日、福知山市民会館で第3回目となる中丹ブロック実践報告会を開催しました。この取り組みは、日ごろのケアマネジメントの実践を立ち止まって振り返り、得た気づきや学びを発表する場をつくろうと、平成22年から実施しているものです。



今回も、当会の監事でもある花園大学教授 福富昌城氏をお招きし、「事例研究の意義と方法」をテーマに講演をしていただきました。上手く支援できた事について、何故良かったのかということを考え、その理由を発見し「形式知」として言語化することが大切で、言語化することによって他のケアマネジャーの実践

に活かすことができ、ケアマネジャーの質の向上に貢献できると、その意義を学びました。

その後は、5つの実践報告が行われ、福富氏から一つひとつの報告に対して、解説とまとめ方のポイントについてアドバイスを受けました。参加者からは、「事例研究意欲が高まりました」「実践をまとめることは本当に難しいことですが整理できました」などの声が寄せられています。

今回の実践報告のテーマは次のとおりです。

1. 急搬送を繰り返す利用者の支援
2. 末期腎不全患者の地域での暮らしを支えるケアマネジメントの実践
3. 利用者・家族の迷いに対する支援のあり方と課題について
4. 成年後見・就籍申し立て支援に関わって
5. 気持ちに寄り添う支援と医療・介護の連携の強化が本人・介護者との信頼関係に通じた支援

活動報告 基礎研修ワーキンググループ

これまでより介護支援専門員の育成～更新過程については、さまざまな研修を通し深く関わってきましたが、全体を俯瞰して一番感じていた部分が運営基準の取り扱いについてでした。ご存じの通り、介護保険事業は都道府県若しくは市町村の指定を受ける必要があります、その事業に関しては運営基準というルールが存在します。今年度より当会が実務者基礎研修を受託することとなった事を契機に研修内容を一から見直し、運営基準に焦点を当てた内容に見直すこととしました。またこの作業にあたり、新たにワーキンググループを組織し、当会理事以外に5名の会員さんに委員として参加して頂き、一から内容の再企画をして頂きました。委員の皆さんがそれぞれの登場人物に扮した動画を作成し、講師としてもご協力頂いております。新しい研修は、日常業務の中でついつい見落としがちの運営基準を動画を使って再確認し、受講生自ら考えると内容になっています。研修プログラムの最終調整や内容のチェックについては花園大学教授の福富昌城先生に御願いました。すでに昨年11月よりこの新しい研修が始まっていますが受講生の皆さんからは好評のお声を頂いております。以下は委員の皆さんからのメッセージです。（松本善則常任理事）



甲田由美子 委員長

ケアマネジャーの仕事は一人一人に向き合う関わりを通して包括的・全人的な支援ができる仕事ではないでしょうか。ケアマネジャー経験をしてきたことが今の自分を



築き上げてもらえたと実感しています。皆さんと切磋琢磨しながらひとつでもよい支援が展開できるようともにがんばりましょう。

瀧川 広治 委員

基礎研修を受けて頂く方々は、現在いろいろな環境（立場）や思いで、ケアマネジャー業務に携わっている事かと思えます。今回の研修で「自分達は利用者の自立した日常生活を支援する専門職（プロ）である」という事を再認識して頂き、そして研修終了後には、それぞれがお土産（成果）を持って帰って頂ければ幸いです。共に学んで成長し、利用者の利益となる支援が進められるようお互いがんばりましょう！

野田 啓子 理事

振り返れば、制度が始まった頃、無我夢中でケアプランを作っていた気がします。でも走り続けていると息切れすることに気づきました。ゆっくりで良いので、利用者様一人一人と向き合うことの大切さを、日々の支援の中で今、実感しています。この研修を通して、振り返ることの意義、そこで得た気づきを再確認して頂ければと思います。出会いの中でお互いに成長していきましょう。

橋本かおり 委員

いろいろな業務の中で研修を受ける・携わる中で、たくさんの人と出会い元気をたくさんもらってきました。今走り始めたばかりの皆さんの周りにも元気をくれる人たちがおられると思いますが、新しく元気をもらう仲間

作りの機会にも基礎研修は役に立つと思います。研修を受けて改めて振り返り、元気をつけて日常業務に戻ると、何かが変わっているはず。皆さんと楽しく学ぶ事が出来ればと思っています。

堀田 裕 委員

今回初めてワーキンググループに入らせて頂きました。基礎研修の内容等を考えながら、自分が介護支援専門員として駆け出しの頃、仕事を覚えるのが精一杯で過ごしていた当時の自分がいた事を思いだしたりしていました。わからないことがわからない時期でもあるかと思

いますが、基礎研修を通して、介護支援専門員の役割やケアマネジメントの基本理念など、もう一度、土台となる部分を振り返る機会になればと思います。

村上 雅代 委員

初めてワーキングに参加させていただき、毎回皆様のお話を伺い、自身とても勉強になりました。後に続くケアマネを育成しようという先輩方の熱い想いに触れ感動しました。ワーキングでは、何事も基本が大事であること、日々仕事の多忙さを理由に、慣れに流されないことをあらためて学ばせていただきました。

豆知識 ご存知でしょうか？

医療費控除の対象となる介護保険サービスについて

今回は、介護支援専門員の直接的な業務ではありませんが、年明けの時期、利用者や利用者家族からの問い合わせを受ける機会のある医療費控除について取り上げてみます。

〈医療費控除〉

本人及び、生計を共にしている家族がその年の1月から12月に支払った医療費の合計金額が10万円、(その年の所得金額の合計が200万円未満の場合は総所得の5%)を超えた場合、翌年3月の確定申告により控除を受けることができる制度。

「医療費の合計額」について、介護保険サービスの内、一部のサービスが対象となっており該当するサービスの自己負担額を申告することができます。

基本的には医療系のサービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等)が対象ですが、医療系のサービスと併せて、ケアプランに位置づけられた福祉系サービスの一部についても対象となる為、留意を要します。

又、施設サービス利用者においては、特別養護老人ホーム入所者と、医療系である介護老人保健施設、介護療養型医療施設で控除額の算出が異なってきます。

対象、対象外のサービスについて下記に列記しておりますのでご参照下さい。

①医療費控除の対象となるサービス

訪問看護・介護予防訪問看護・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導・通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合)
複合型サービス(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。))が対象

②①と併用されることで対象となるサービス

訪問介護(生活援助中心型を除く。)
夜間対応型訪問介護・介護予防訪問介護・訪問入浴介護・介護予防訪問入

浴介護・通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る）・複合型サービス（上記の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く。）に限る）

③施設系サービス

- ・特別養護老人ホーム…「一割の自己負担金と食費、居住費」の合計額の2分の1が医療費控除の対象
- ・介護老人保健施設、介護療養型医療施設…「一割の自己負担金と食費、居住費」の合計額が医療費控除の対象

④医療費控除対象外のサービス

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

※サービス一覧作成について、国税庁ホームページを参照

【封入物のご案内】

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ① 平成25年度 年会費納入のお願い | ⑥ 問題を解決するための支援計画を作成する（研修案内） |
| ② 平成25年度 会員継続のご案内 | ⑦ ケアマネジャーのためのフィジカルアセスメント（研修案内） |
| ③ 京都府介護支援専門員会 会費規程 | ⑧ カレンダー・年齢早見表（2枚 ※利用者家族にお渡しください） |
| ④ 京都府介護支援専門員会 入退会規程 | ⑨ 要介護認定訪問調査員 募集のお知らせ |
| （※③④は表裏1枚です） | ⑩ 住所・氏名・勤務先等の異動届 |
| ⑤ 施設ケアマネジャー研修（研修案内） | |

編集後記

京都府訪問看護ステーション協議会の推薦で当会の理事をお引き受けしましたが双方の会の橋渡し役としての役割が十分果たせないまま3年が経ってしまいました。

ケアマネジャーとして、また訪問看護師として日々利用者と向き合いながら、介護保険制度や医療保険制度の不条理に日々悶々としております。

政治の行方に関わらず安定した社会保障は私たちの未来を示すものです。

「自助」を声高に強調しても息切れし、力尽きてしまうことは目に見えております。

「公助」「共助」が十分に後押しすることで個々の能力を最大限に発揮できるようにして行きたいものです。

「自助」「共助」「公助」をどう上手くミックスできるかが今後の私たちの将来を大きく左右するものと思っています。「公助」「共助」を充実させるためにも皆様の声を当会の力として少しでも後押し出来る様、微力ながら尽力できればと考えております。

（理事 木村 春香）

京都ケアマネポート41号

2013年1月1日発行

発行人 上原 春男

編集委員長 松本 善則

発行元 社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: info@kyotocm.jp URL: http://kyotocm.jp/